

緊急連載

災害復興と建廃対策

-15-

災害対策と廃棄物法令②

東日本大震災で生じた大量の災害廃棄物は、市ごみやオフィスごみ一般廃棄物に該当するを主に扱う一廃業者だが、性状が建設廃棄物と取り扱いに苦慮しがちだ。地



建廃に性状が近い災害廃棄物

ジがわきやすい。

震災直後から被災地はもちろん、関東の処理業界でも、いち早く

の思いは、その何倍も材があっても、行政判断を仰いでからでない果として本格支援に乗り出すのに時間のかかる地域が少なくなかった。災害廃棄物は一般廃棄物に該当するので、一廃の業許可を持たない。災害廃棄物の多くが被災し、県も市町村の要請がない限り撤去などや産廃処理業界に撤去などを要請できるよう

広域災害は現行処理法と別規定を

一廃と産廃の区分が復旧に影響

方公共団体も、廃棄物の性状に限っては、市町村の一廃行政と比べて県政令市の産廃行政の方が撤去・処理のイメージ

撤去に乗り出し、復旧作業を支援したいとの思いが強かった。決してビジネスの観点ではなく、テレビやインターネット上で悲惨な災害の様子が映し出され、本心にじっとしていられない気持ちだった。被災地の地元業者は、仮に産廃処理業者は、仮にボランティアでも勝手に撤去・集積・処理に乗り出すことができない。万が一、無許可営業と誤解され、行政処分を受けると業許可を取り消されるおそれがある。目の前に撤去しなればいけない廃材があっても、行政判断を仰いでからでない必要だと感じる。今回の災害では、災害廃棄物対策の事務を担う市町村の多くが被災し、県も市町村の要請がない限り撤去などや産廃処理業界に撤去などを要請できるよう